



編集・発行 田辺市企画広報課



〒646-8545 和歌山県田辺市新屋敷町1
☎0733-99699 FAX 0733-25610
メール kikaku@city.tanabe.lg.jp



ホームページ <http://www.city.tanabe.lg.jp/>



令和元年 田辺湾クリーン作戦！ 大塔クリーン作戦！

田辺湾クリーン作戦！

■日時 6月8日(土) 13時30分～14時30分(予定)

※小雨決行。荒天の場合は翌9日(日)に延期。

■清掃場所 元島・天神崎地区、跡の浦地区、鳥の巣地区、
左会津川河口地区、扇ヶ浜地区(計5地区)

■注意事項

- ・自動車での参加は控えてください。
 - ・ごみ袋、軍手は当日お配りします。
 - ・ごみは4分別での回収をお願いします。
- (燃えるごみ、資源ごみ、プラスチックごみ、埋立てごみ)

■問合せ 環境課 環境対策係(電話 0739-26-9927)

◆「海岸漂着物問題」について

海岸漂着物とは山、川、海へと水の流れを通じて海岸に流れ着いたもので、その中には、私たちの生活に伴って出るごみも多く含まれています。

こうした海岸漂着物をなくし、海を守っていくためには、海岸漂着物問題に対する理解を深め、ごみをポイ捨てしない、清掃活動に参加するなど、私たち一人ひとりが出来る取組を積極的に行っていくことが解決の一步につながります。



大塔クリーン作戦！

■日時 6月2日(日) 8時～11時(予定)

※小雨決行。荒天の場合は6月9日(日)に延期。

■清掃場所 大塔行政局管内全域

■問合せ 大塔行政局 住民福祉課(電話 0739-48-0301)

02 目次・特集「大学はないけど大学生はいるまち」

08 トップニュース
田辺市プレミアム付商品券事業を実施します
／国民健康保険税率を改定します ほか

14 情報ボックス
住宅耐震診断等の補助をします／軽減税対策
補助金が用意されています ほか

20 相談日程等

22 みんなの広場

26 みんなの彩時記
令和へとつなげる平成最後の熊野本宮大社例大祭
／花見してイベント楽しむ動鳴気峡桜まつり♪ ほか



今月の表紙写真

今月の表紙は、和歌山大学経済学部の新入生。グループに分かれて、田辺のまちなかを楽しそうに散策している様子を撮影しました。

紙面で使用するマーク等の説明

日…日付・期間	定員
時…時間	料金・費用
休…休館日	持ち物
場…場所	申込み・申請方法
集…集合	問合せ
内…内容	[消印]…消印有効
対…対象・参加資格等	[先着]…先着順

◇㊦マークには、振替休日等も含まれます。
◇料金や申込み方法の記載のないものは、不要です。
◇市役所の開庁時間（申込み・問合せ等の受付を含む。）は、㊦を除く㊧～㊨の8時30分～17時15分です。毎週㊩は、市民課・保険課・税務課の一部窓口を19時まで延長しています。



皆さんは、大学連携についてご存じでしょうか。
本市には大学がなく、大学進学を希望する方は、市外や県外に転出している現状があります。
今月号では、大学はありませんが大学生はいるまちを目指した、大学連携の取組について紹介したいと思います。
企画広報課 企画調整係
☎0739(26)9963

大学連携とは

市の現状

市では、進学や就職を機に若者が県外に出て行き、そのまま戻ってこないという状況があり、人口が減少する要因の一つになっています。

大学がないなら、地域自体を学びのフィールドに

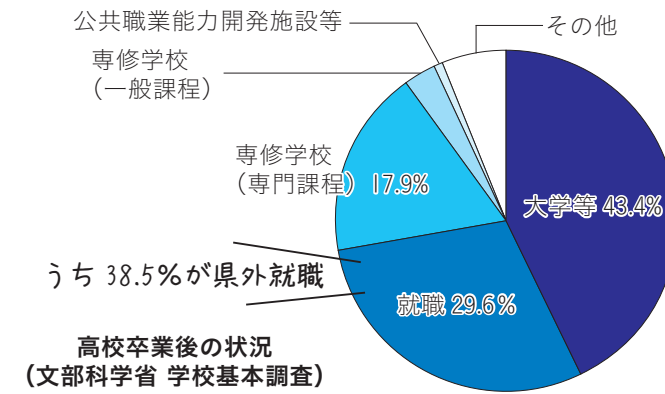
市の課題を背景に、市出身者に関わらず、地域に目を向けてもらうための働きかけが必要です。

大学連携の一環として、市を素材に、またフィールドとして学習や活動をすることで、文化や歴史に触れ、地域住民と交流し、魅力を知ってもらう機会となります。
また、地域の方が地域の魅力をどのように活かし、あるいは課題をいかに解決しようとするかを目の

当たり前にすることで、地域の働き方や暮らし方のイメージを具体的に知ることが出来ます。

地域資源に気付く

大学連携の効果の一つとして、地域資源を田辺にきた第三者の目で見てもらうことで、地域の方がその価値を再認識することが出来ます。
つまり、ここにいると当たり前のもので、違う視点で見ると実は思っている以上に誇らしいものであるということです。



～大学はないが、大学生はいるまち～

期待できる効果は？

1. 短期的な効果
◇交流人口の増加とにぎわいづくり
◇地域資源を磨く
◇担い手の創出

2. 関係人口
◇出身地・大学に次ぐ「第3の拠点」

3. 長期的な効果
◇移住やU・Iターン就職の促進

市と協定等を締結している大学

大学	締結日	協定等の内容
京都大学産官学連携センター	平成19年7月	社会貢献に関する覚書
帝塚山学院大学	平成20年7月	インターンシップ実習による実習生派遣に関する協定
追手門学院大学	平成27年9月	連携協力に関する協定
関西大学	平成28年1月	大学のふるさと協定、企業の森協定
富山大学地域連携推進機構	平成28年1月	同機構との覚書
和歌山大学	平成28年6月	連携協力に関する包括協定
立命館大学 経済学部	平成30年9月	連携・協力に関する協定



締結式の様子（立命館大学）

大学生との交流



大学生みらいサポート事業 『ロカリアル』

ロカリアルとは、Local(地域) + Real(現実)の造語で、若者の地元定着に向けた取組。地域を知って興味を持ち、将来の選択肢の一つに『地元・地域』が入るきっかけを作るため、昨年からは和歌山大学と連携し、市で活躍する若手経営者などと学生が気軽に交流できる場を提供しています。

昨年は『若者』『起業・創業』『移住』『農業』など、市の特色や学生が興味のある分野で開催しました。学生からは「地域の問題について考えるきっかけとなった」「地方で暮らすことや、働くことのメリットを大きく感じた」といった声も。模範としての役割を果たす以外にも、人を通じた市の新たな魅力の発信につながったと感じることができました。

また、事業実施後に学生が自主的に市とつながろうとする動きが複数出てきています。これは、人や団体の取組に興味を持ち、在学中に様々な経験をしたり、将来の選択肢の幅を広げたりするため、学生自ら訪問先に働きかけて受け入れてもらったものです。

今年は寄附講義も

昨年のロカリアルは授業ではなかったため、参加する学生は少数でしたが、今年は授業として開催。門戸が広がり、単位が取れるようになったことで、市を知って興味を持つ生徒が増えるのではないかと期待されます。

4月12日(金)にはオリエンテーションを行い、202名の生徒が履修登録をしました。

大学生がいる街へ

ロカリアル以外にも大学生は市に訪れています。

関西大学と堺市の連携事業の『関大・さかいECOベンチャークラブ』では、天神崎や大塔青少年旅行村、熊野古道など市の自然を体験するプログラムを実施しています。

また、和歌山大学や関西大学が扇ヶ浜海水浴場で海の家を運営したり、追手門学院大学や立命館大学も、それぞれ地域資源の調査やPR活動を行うなど、少しずつではありますが、大学生がいる街となっています。

大学から学生を



田代 優秋 先生
(和歌山大学 客員准教授)

和歌山大学の学生の3割が和歌山県出身、7割が県外となっています。その3割の和歌山県出身者のうち6割が卒業後に和歌山県に残り、7割の県外の学生はほぼ県外へ戻っています。そのため和歌山大学と市との大学連携事業は、あまり地方について知る機会が

ない学生にとって、地方の現状を身近に感じることができ、良い経験になっています。昨今の大学生は、生き生きと活躍している大人に出会いたいと思っています。親やバイト先の先輩といった小さいコミュニケーションでは学びも刺激も少ない。早い

段階で自分と違う考えの方に出会うことで、視野や将来の生き方も広がっていきます。市では、若くして起業し頑張っている方がたくさんいます。大学連携事業では、そういう方と交流できるような環境を提供していけたらと思います。

大学生時代にインターシップを通じて、本宮には何度も訪れました。本宮で一番魅力に感じたのは、人の温かさでした。現在、私は大学の先生という立場になり、インターシップを実施する側に。人手が足りない旅館に住み込みでバイトをするなど、様々な経験ができるよう取り組みんでいます。そこでは、

学生の視点で地域の違う価値観を見出したり、問題点を洗い出したりする力を養うことができます。現代は、様々な情報があふれている社会であり、学生たちはそれをどのようにに取捨選択していくかが重要だと思っています。また、いろんなことに挑戦し、たくさん失敗することも経験の一つです。そこで得た経験を、今度は発信する側になってもらえたら嬉しいですね。私としても、今後はインターシップに関わるだけでなく、新しい何かを生み出せるような取組をしたいと考えています。

大島 知典 先生
(阪南大学 准教授)

大学連携は 多くの方々に 支えられています



笠松 亮太
(企画広報課 企画調整係)

大学連携を通じて、市に来る学生は、地域の関わりにとっても刺激を受けています。学生生活の間は、選択肢を広げている最中でもあります。学生の考える将来の方向性に必ずしも

直結するわけではないですが、経験することに意味があると思います。今回、インタビューを受けてくださった4名をはじめ、様々な関わりをしてくださる方々は、この取り組みにとって大切な存在です。そして、市で出会った地元の方の温かさは多くの学

生も感じており、この特集をするに当たって、さらに多くの方に知ってもらい、今後も温かく受け入れてもらえたらうれしいですね。

『人』や『自然』の魅力を肌で感じ、現在、本宮で起業(飲食店)して約1年経ちます。本宮に来るきっかけとなったのは、関西大学在学中のゼミ活動の一つであったエコツアーです。そこで、幅広い年代の方々と接することができ、

学生時代の自分にとってはとても刺激的でした。今の学生は、都会に憧れや希望を抱くことが多いと思います。それ自体悪いことではなく、都会だからこそ経験できることもあると思います。しかし、就職を決める際は、働きたい仕事や給料、福利厚生など、何

を優先して決めるのが大事になるのではないのでしょうか。私がお世話になった大学連携。今度は、私が後輩たちを支援していき、将来の可能性の幅を広げる一助になればと思います。

大学生が本宮に来たときに、活動の支援をしています。学生にとっては、何をすることも学ぶことがたくさん。例えば、間伐体験をするにも、ノコギリの使い方などが分からないなど、大学では学べないことを教えています。学生たちは素直に聞いてくれますし、何より若い子と触れ合うことは私自身とても楽しいです。また、本宮は高齢化が進み、若者

鈴木 起査生 さん
(本宮で学生の支援)



経験が今につながる



森岡 雅勝 さん
(kumano.co 代表)

地域でできることを

学生に対して支援をしていくのは、労力や時間もかなり大変ですが、少しでも学生のためになるようにできればと思います。それが、最終的には地域のためにもなるのではないのでしょうか。今後、学生たちがいろんなことに挑戦し、将来の選択肢が広がるように支援していきたいと思っています。

自分が経験したことを学生にも

避難行動要支援者名簿の訪問調査及び地域保健福祉推進補助金について

問合せ 福祉課 庶務係 (☎ 0739-26-4900)



避難行動要支援者名簿の訪問調査をします

市では、災害対策基本法に基づき、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方で、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を必要とする方を対象に避難行動要支援者名簿を作成しています。

名簿への掲載の対象となる方は、要支援や要介護の認定を受けている方、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方、難病患者（指定難病）の方等で、一人暮らしや右記の方々のみの世帯等になります。

また、同法の規定により、作成した名簿については、本人の同意を得ることができれば事前に自治会、自主防災組織、民生委員・児童委員等へ提供できることから、対象となった方へ同意書をお送りして意思確認を行っています。

同意をいただいた方につ

いては、詳細な状況をお聞きするため、民生委員・児童委員が訪問調査に伺いますので、ご協力をお願いします。

地域保健福祉推進補助金を交付します

民間団体が、高齢者等の保健福祉の増進を図るために行う先導的事業に対して補助します。

※国・県・市の他の補助金の対象事業は除きます。

■補助金額 事業の運営に要する費用を補助対象とし、施設建設等に要する費用は対象外とします。1事業につき100万円、交付期間は3年を限度とします。※予算の都合上、全額を補助できない場合があります。

■所定の申込書等を6月28日(金)までに上記へ提出してください。申込書は、上記で配布するほか、ホームページからも取得できます。

☐ <http://www.city.tanabe.lg.jp/fukushi/index.html>

田辺市プレミアム付商品券事業を実施します（参加店募集）

問合せ 下記参照



消費税率引上げの影響による低所得者・子育て世帯の消費落ち込みを緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、「田辺市プレミアム付商品券事業」を実施します。これに先立ち、参加店（商品券が利用できる店舗）を募集します。

商品券の概要

購入対象者	購入限度額
①平成31年度住民税非課税者（住民税課税者と生計同一の配偶者・扶養親族、生活保護受給者等を除く。）	①券面額2万5000円（販売額2万円）
②平成28年4月2日～令和元年9月30日に生まれた子が属する世帯の世帯主	②券面額2万5000円×左記期間に生まれた子の数（販売額2万円×子の数）

※4000円（500円券×10枚＝5000円分）を1セットとし、購入限度額まで分割して購入することができます。

参加店（商品券が利用できる店舗）について

■参加店の要件

- 市内の店舗（移動販売車を含む。）のうち、次の①～④に該当しない店舗
- ①風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する性風俗関連特殊営業、設備を設けて客に射幸心（まぐれ当たりによる利益を願う気持ち）をそそるおそれのある営業を行っている店舗
- ②特定の宗教・政治団体と関わる場合や業務の内容が公序良俗に反する営業を行っている事業者の店舗
- ③下記の「商品券の利用対象にならないもの」に記載の取引のみを行っている、又は商品のみを取り扱う事業者の店舗
- ④役員等が暴力団（暴力団員に

よる不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者に該当する事業者の店舗

■商品券の利用対象にならないもの

- ◇出資又は債務の支払（税金・電気・ガス・水道料金等）
- ◇有価証券・商品券・ビール券・図書券・切手・印紙等の換金性の高いものの購入
- ◇たばこ事業法（昭和59年8月10日法律第68号）第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
- ◇現金との換金、金融機関への預け入れ
- ◇転売目的による商品等の購入
- ◇医療費や処方箋が必要な医薬品など保険適用されるもの
- ◇事業上の取引（商品の仕入れ等）
- ◇娯楽業（パチンコホール・麻雀店・その他遊技場）への支払
- ◇家賃・地代・駐車料等の支払
- ◇特定の宗教・政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの

■取扱いにおける厳守事項

◇一度参加店として登録する

と、脱退はできません。

◇セール等では使用できないなど、独自の利用制限は禁止します。

■商品券の換金について

参加店が指定する口座に、市から振込（月4回を予定）を行います。

◇換金手数料 無料

※詳細は「参加店募集要領」で確認してください。

■募集要領の内容を十分ご確認の上、5月7日(火)～24日(金)に、「参加店申込書兼誓約書」に必要事項を記入し、左記受付場所のいずれかへ提出してください。なお、申込みは店舗ごとに行ってください。

■申込書等配布場所・受付場所

商工振興課（本庁舎別館3階）・福祉課（市民総合センター2階）・各行政局住民福祉課（19ページ参照）で配布しているほか、ホームページからも取得できます。

☎ 0739（26）4900

◇参加店に関すること

商工振興課 商工労政係

☎ 0739（26）9970

☐ <http://www.city.tanabe.lg.jp/fukushi/index.html>

高校生レポーターが決定しました

問合せ 企画広報課 広聴広報係 (☎ 0739-26-9963)



■特派員紹介（写真左から）[氏名（敬称略）・高校名]

由谷 胡桃（南紀高校）、小川 明日香（田辺工業高校）、伏見 凜音（神島高校）、西脇 美緒（田辺高校）、西 希実（南部高校龍神分校）

市民の皆さんと共に「広報田辺」を作成することにより、新鮮で魅力ある地域情報の発信を行い、市民との協働による市政の推進を図るため、平成24年度から市民レポーター「広報田辺まちかど特派員」制度を実施しています。

平成29年度からコーナー名が「青春キラリ！高校生レポーター」に変わり、今月号より令和2年4月号まで、市内の高校生5名が担当します。今後の活躍をご期待ください。

※23ページ参照

国民健康保険税率を改定します

問合せ 保険課 保険税係 (☎ 0739-26-9965)



国民健康保険（以下「国保」という。）は、自営業の方など、職場の健康保険に加入されていない方などを対象とした医療保険制度です。これまで市町村単位で運営してきましたが、平成30年度の国保改革により、都道府県単位で運営することで制度の安定化を図ることになりました。

今年度は、和歌山県内の一人当たり医療費の増加などにより、県から市町村に割り振られる一人当たりの「国保事業費納付金」が増加しており、本市においては、やむなく、国保の税率を改定することになりました。被保険者の皆さんのご理解とご協力をお願いします。

なお、保険税の年間税額は、世帯で算定した「医療保険分」「後期高齢者支援金等」「介護保険分」の合計額となります。国保の保険税額の通知は、7月中頃に郵送します。

	医療保険分		後期高齢者支援金等		介護保険分	
	改定前	改定後	改定前	改定後	改定前	改定後
所得割率	5.5%	5.7%	1.9%	2.0%	1.6%	1.7%
資産割率	34.8%	31.8%	8.5%	8.2%	8.9%	8.9%
被保険者均等割額	2万2000円	2万3300円	7400円	8100円	1万300円	1万1500円
世帯別平等割額	1万9800円	2万500円	6400円	6800円	5400円	6100円

介護保険低所得者保険料の軽減額が大きくなります

問合せ やすらぎ対策課 介護保険係 (☎ 0739-26-4931)

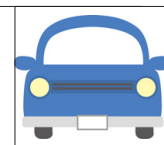


65歳以上で低所得（第1段階～第3段階）の方の介護保険料が軽減されます。第1段階の方については軽減の額が平成30年度よりも大きくなります。

段階	条件	平成30年度			平成31年度	
		料率	年額（円）		料率	年額（円）
1	市民税非課税世帯で老齢福祉年金又は生活保護受給を受給されている方、市民税非課税世帯で本人の収入等80万円以下の方	0.45 (0.5)	3万5500 (3万9400)		0.375 (0.5)	2万9600 (3万9400)
2	市民税非課税世帯で本人収入等120万円以下の方	0.75	5万9100		0.625 (0.75)	4万9300 (5万9100)
3	市民税非課税世帯で本人収入等120万円超の方	0.75	5万9100		0.725 (0.75)	5万7200 (5万9100)
4	市民税が課税されている世帯員がいるが、本人は市民税非課税で本人の収入等80万円以下の方	0.9	7万1000		0.9	7万1000
5	市民税が課税されている世帯員がいるが、本人は市民税非課税で本人の収入等80万円超の方	1.0	7万8800		1.0	7万8800
6	本人が市民税を課税されていて本人の前年の合計所得金額（※1）が120万円未満の方	1.2	9万4600		1.2	9万4600
7	本人が市民税を課税されていて本人の前年の合計所得金額（※1）が200万円未満の方	1.3	10万2500		1.3	10万2500
8	本人が市民税を課税されていて本人の前年の合計所得金額（※1）が300万円未満の方	1.5	11万8300		1.5	11万8300
9	本人が市民税を課税されていて本人の前年の合計所得金額（※1）が300万円以上の方	1.7	13万4000		1.7	13万4000

軽自動車税の減免制度をご利用ください

問合せ 税務課 庶務係 (☎ 0739-26-9919)



軽自動車税には、身体障害者等に対する減免、構造を変更した車両に対する減免、公益のために直接専用する車両に対する減免等があります。

【身体障害者手帳等をお持ちの方に對する減免】
身体障害者手帳等（障害の程度によります。）をお持ちの方が所有する軽自動車等で、左記の①～③に該当する方が運転する場合です。
※身体障害者手帳をお持ちの方が18歳未満の場合や、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方の場合は、生計を一にする方が所有する軽自動車等を含みます。

①当該身体障害者等本人
②当該身体障害者等と生計を一にする方
③当該身体障害者を常時介護する方（身体障害者等のみで構成される世帯に限る。）
※他にも条件等がありますので、詳しくは上記へお問い合わせください。

【身体障害者等が利用するために構造を変更した車両に對する減免】

車椅子の昇降装置又は固定装置、浴槽を装備しているなど、その構造が専ら身体障害者等の利用のためのものと認められる場合です。
※車両に對する減免で、台数に制限はありません。
※所有者が法人の場合でも減免の対象となります。
【公益のために直接専用する車両に對する減免】
公益法人等が社会福祉法に定める社会福祉事業など、公益性の高い事業のために使用している場合です。

【減免申請の共通事項】
①減免を受けられるかどうかや手続に必要なものなどについては、上記へお問い合わせの上、納税通知書が届いてから納期限の5月31日（金）までに、上記（本庁舎2階）又は各行政局住民福祉課（19ページ参照）で手続をしてください。なお、納税通知書は5月10日（金）から順次送付されます。

※1 平成30年度から介護保険料段階を判定する基準のうち、「合計所得金額」については「合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得にかかる特別控除額を控除した額」になっています。

平成30年度の第1段階、平成31年度の第1～3段階については低所得者保険料軽減繰入金の繰入後の保険料、保険料率で、() 内は軽減前の保険料、保険料率になっています。

第27回文協フェスティバルを開催します

問合せ 文化振興課 文化振興係 (☎ 0739-26-9943)



▶書

【展示部門】
 回5月18日(土)・19日(日)
 回9時～17時(お茶会は16時まで)
 陽紀南文化会館
 ◇展示ホール(1階) 書・洋画・押し花・水墨画
 ◇小ホール(4階) 生花・革細工・押し花・ちぎり絵・川柳・収集色紙・紀州てまり・古谷石・陶芸
 ◇お茶席(4階)

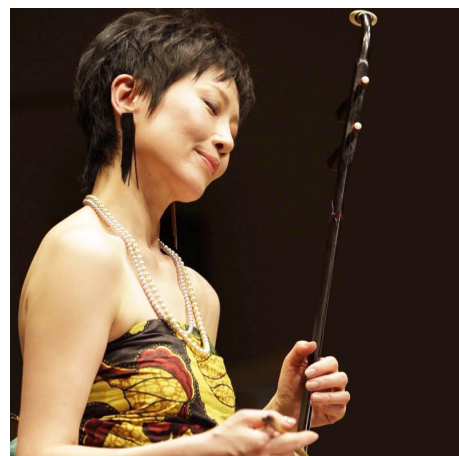
【舞台部門】
 回5月26日(日) 第一部
 日本舞踊・箏曲・津軽三味線・三絃・新舞踊・民謡
 ◇6月2日(日) 第二部
 大正琴・詩吟・詩舞・バレエ・フラダンス・社交ダンス・タヒチアンダンス・太鼓・合唱・アコーディオン
 陽紀南文化会館「大ホール」
 陽両日とも13時～



◀大塔太鼓

チェン ミン&ジャー・パンファン 二胡ジョイント・コンサートを開催します

問合せ 文化振興課 文化振興係 (☎ 0739-26-9943)



▲チェン ミン

▼ジャー・パンファン



回7月5日(金)
 回18時30分開演(18時開場)
 陽紀南文化会館「大ホール」
 ■出演
 チェン ミンさん、ジャー・パンファンさん
 ■入場料
 ◇前売り 3000円
 ◇当日 3500円
 ※全自由席
 チケットは4月18日(木)～発売しています。

■チケット発売所
 紀南文化会館、文化振興課(市民総合センター3階)、龍神市民センター、中辺路コミュニティセンター、大塔総合文化会館、本宮教育事務所
 ■託児所の開設
 申込みを希望の方は、6月25日(火)までに上記までお申し込みください。
 ◇託児料 1000円

食を助ける「残り物 救 菜レシピ」を定期発行します

問合せ やすらぎ対策課 高齢福祉係 (☎ 0739-26-4910)



毎日を健康に暮らすために「食事」は欠かすことができません。皆さんは1日3食、おいしく楽しく食べていますか？
 和歌山県県勢データ(平成27年)によると、一人暮らしの老人世帯割合(一般世帯に占める)は、15.0%と全国平均11.1%を上回り、全国で第3位という多さになっています。また、家族世帯での人員数も2、3名と少ないことから、次のことが心配されます。
 ◇少人数の料理を作ること
 は難しく、同じ料理を何日も食べ続けている。
 ◇同じ料理を食べ続けること
 とで食欲の低下につながる。
 ◇同じ料理を食べ続けることで栄養が偏る。
 ◇食べきれず捨てられる料理又は食品が増える。
 そこで「残り物救菜レシピ」は、日常食べられている料理が余ったとき、違う料理に作り替えることで皆さんの健康に役立つように、また、捨てられてしまうという食品ロスを減らすために考えたレシピです。

是非ご活用ください。
 レシピは、奇数月(5・7・9・11・1・3月)の月初めに無料配布します。
 ■レシピ配布場所
 やすらぎ対策課(市民総合センター1階)、東部公民館、中部公民館、新庄公民館、上秋津公民館、ひがしコミュニティセンター、万呂コミュニティセンター、三栖公民館、芳養公民館、上芳養公民館、長野連絡所、各行政局(19ページ参照)
 アイデアを募集します！
 あなたの残り物救菜料理を是非お聞かせください。もしかするとあなたの料理がレシピに紹介されるかも……。
 応募には、レシピの配布場所に設置している用紙をご利用ください。たくさんアイデアをお待ちしています。

仲間とスポーツしませんか！ 田辺市スポーツ少年団員を募集します

問合せ 下記参照



スポーツ少年団とは指導資格を有する指導者2名以上と団員10名以上で組織され、青少年の健全育成を目的とした団体です。
 市のスポーツ少年団は、多様なスポーツを通して、健康な「体」と「心」を養うことを目的として活動を続けています。
 現在、団員募集は34団体あり、競技と団体名は次のとおりです。
 ◇合気道
 合気道田辺道場
 ◇空手道
 田辺空手クラブ、田辺元町空手、熊野塾
 ◇剣道
 建武館、中辺路剣道クラブ、三栖剣友会
 ◇柔道
 練心館、大塔柔道会
 ◇少林寺拳法
 田辺東少林寺拳法クラブ、田辺西少林寺拳法クラブ
 ◇体操競技
 田辺ジュニア体操クラブ
 ◇陸上
 田辺AC
 ◇サッカー
 南紀、牟婁フットボールクラブ、プログレスFCナンキ

◇テニス
 田辺ジュニアテニス
 ◇ソフトテニス
 田辺ジュニアソフトテニス
 ◇ラグビー
 梅千ジュニアクラブ
 ◇軟式野球
 田辺第二クラブ、新二ボーイズ、田辺第三クラブ、新庄少年野球クラブ、稲成少年野球クラブ、龍神少年野球クラブ、田辺剛健
 ◇バレーボール
 田辺NVC、キッズ・エンジェル、キッズ・ファイターズ(男子・女子)、龍神ジュニアバレーボールクラブ、中辺路ジュニアバレーボールクラブ
 ◇ミニバスケットボール
 田辺ミニバスケットボールクラブ、新庄ミニバスケットボールクラブ、うさカメ園スポーツ少年団事務局(田辺スポーツパーク管理事務所内)
 ☎0739(25)2531

世界農業遺産住民提案型地域活動支援事業を募集します

「みなべ・田辺地域世界農業遺産推進協議会」では、世界農業遺産に認定された「みなべ・田辺の梅システム」の保全・活用に関する取組を推進するため、世界農業遺産に関連する地域の自主的な活動に対して支援します。

■応募資格 田辺市及びみなべ町に活動拠点のある組織・グループ
■対象事業 世界農業遺産「みなべ・田辺の梅システム」の保全・活用を推進する活動

■事業実施期間 補助金交付決定日（令和2年2月29日）

■5月13日（月）～24日（金）17時「必着」に梅振興室（市役所別館2階）へ必要書類を提出してください。書類は、梅振興室で配布するほか、「みなべ・田辺の梅システム」専用サイトから取得できます。

■選考方法等、詳しくは左記へお問い合わせください。

■問「みなべ・田辺地域世界農業遺産推進協議会」事務局（みなべ町うめ課内）

☎0739（33）9310

□ <https://www.giahs-minabetanabe.jp/>

田辺市国民健康保険運営協議会の委員を募集します

国民健康保険運営協議会とは、国民健康保険事業の運営に関する重要事項を審議するために設置されている機関です。

■次のいずれにも該当する方

◇満20歳以上（平成31年4月1日現在）の方

◇田辺市国民健康保険にご加入の方

◇年数回、平日午後開催予定の協議会に出席できる方

■定1名（委員総数18名中、被保険者代表委員6名のうち1名）

※選考委員会を設けて選考

■任期 3年（8月1日～令和4年7月31日まで）

■5月31日（金）「必着」までに、左記又は各行政局住民福祉課（19ページ参照）へ「申込みの動機と国民健康保険に期待すること」をテーマにした800字程度の小論文に、住所・氏名・生年月日・性別・電話番号・職業を明記して、郵送又は直接お申し込みください。

■問保険課庶務係（本庁舎2階）

〒646-8545 新屋敷町1

☎0739（26）9924

田辺市子ども・子育て会議公募委員を募集します

■会議では、「田辺市子ども・子育て支援事業計画」に基づく施策の審議を始めとし、就学前の子供の教育・保育のあり方、その他、子育て支援に関するものを審議します。

■任期 6月～令和3年3月31日

■問◇市内にお住いの20歳以上（平成31年4月1日現在）の方で、任期中に数回開催される会議に出席できる方

◇国又は地方公共団体の議員及び職員でない方

■定2名（応募者の中から選考により決定）

■5月31日（金）「必着」までに「子育て支援について」をテーマにした、800字程度の小論文に申込書（住所・氏名・生年月日・性別・電話番号・職業等）を添えて、郵送又は直接左記へお申し込みください。申込書等は、左記へお問い合わせください。

■なお、提出された応募書類等は返却しませんのでご了承ください。

■問子育て推進課こども家庭係（市民総合センター1階）

〒646-0028

高雄一丁目23-1

☎0739（26）4927

男女共同参画推進員企画カジメン料理教室を開催します

■5月25日（土）

■開10時30分～13時30分頃

■場市民総合センター4階「料理実習室」

■内『パパッと包む彩りメニュー』初夏に食べたい、彩り豊かな食材を使ったヘルシーな料理です。しかも、意外と簡単におうちでできます。

◇メニュー トルティヤ（チキンの和風サルサソース、アボカドディップ）、キャロットラペ、うすいえんどうのスープ、チーズムース

◇講師 田辺市食生活改善推進協議会田辺支部

■定16歳以上の方

■定20名「先着」

■料500円（当日受付でお支払いください）

■問エプロン・三角巾・スリッパ・手拭きタオル

■5月9日（水）から、左記へ電話又はEメールでお申し込みください。

■一時保育 無料。対象は小学3年生までで、定員は10名。5月14日（火）までにお申し出ください。

■問男女共同参画センター

☎0739（26）4936

■ danjo@city.tanabe.lg.jp

自然観察教室の参加者を募集します

■【春の生き物を観察しよう】

■5月19日（日）

■開9時30分～14時30分

■場秋津川（大沢）

■開9時30分までに備長炭公園

■問弁当・水筒・筆記用具・採集用具（植物・昆虫）・ビニール袋等

■服装 帽子・手袋

■【初夏の海辺を楽しもう】

■5月22日（水） 9時30分～12時

■場天神崎

■開9時30分までに丸山の見える駐車場（天神崎の先端）

■問筆記用具・採集用具・ビニール袋等

■服装 帽子・長靴・手袋

■【共通事項】

■講師 ふるさと自然公園センター専門員ほか

■問小・中・高校生・一般（小学生は保護者同伴）

■問前日まではがき又は電話・FAX・電子メールで住所・氏名・年齢・電話番号をご連絡ください。問ふるさと自然公園センター

☎0739（25）7252

■ hikiwa@mb.aikis.or.jp

■休毎週（月）（休館日が祝の場合はその翌日）、5月7日（火）、8日（水）

住宅耐震診断等の補助をします

■次の要件を満たす木造住宅、非木造住宅にお住まいの方

◇平成12年5月31日以前に着工（非木造住宅の場合は昭和56年5月31日以前に着工）

◇2階建以下

◇延べ面積200㎡以下

◇専用住宅・併用住宅

■耐震診断費用

◇木造住宅 無料

◇非木造住宅

8万9000円の補助

■補助金額

◇耐震改修工事補助金（現地建替を含む）

上限116万6000円

改修着手前に申請が必要です。

また、補助申請後、工事を完了しない限り補助金は交付されません。

◇耐震シェルター・ベッド購入・設置補助金

上限26万6000円

※令和2年3月2日（月）までに事業が完了すること

■募集件数「先着」

◇耐震診断 200件

◇耐震改修工事補助（現地建替え含む） 35件

◇耐震シェルター・ベッド購入・

設置補助 2件

■募集戸数は、予算の都合により増減する場合があります。

■問申込書にご記入の上、左記までお持ちください。申込書は、左記又は各行政局産業建設課（19ページ参照）で配布するほか、ホームページからも取得できます。

■問建築課 建築係（社会福祉センター1階）

☎0739（26）9935

■ <http://www.tanabe.lg.jp/kenchiku/index.html>

一般曹候補生を募集します

■5月25日（土）

■場和歌山市 新橋ビル

■問筆記試験（国・数・英）、作文、適性試験

■問日本国籍を有し、自衛隊法第38条に該当しない方で、採用予定月に18歳以上33歳未満の方（32歳の方は、採用予定月の末日現在、33歳に達しない方）

■※採用予定月は、受付時にお知らせします。

■受付締切日 5月15日（水）

■問自衛隊和歌山地方協力本部 田辺地域事務所

☎0739（24）6219

「国際交流音楽公演会2019」を開催します

■5月12日（日）

■開13時30分（開場13時）

■場紀南文化会館「小ホール」

■内パークセッション・ボーカルに長岡敬二郎さんを迎え、「魅惑のブラジルサウンド」心踊る情熱の歌」と題して音楽公演会を開催します。是非ご来場ください。

■問小学生以上

■問田辺国際交流協会

☎0739（33）9019

顕彰館へ行く！

■【南方熊楠生誕記念イベント】

■5月18日（土）

■開10時～16時30分（最終入館）

■内①南方熊楠邸の内部公開

②オリジナルグッズプレゼント（先着30名）

■【連続休館のお知らせ】

■5月の休館日 6日（月）、7日（火）、13日（月）、20日（月）、22日（水）～27日（月）

■問南方熊楠顕彰館

☎0739（26）9909

国民健康保険の特定健康診査（特定健診）及び健康チェック補助金をご利用ください。

受診方法等の詳細は、4月中旬に送付の「田辺市検診のお知らせ」をご覧ください。

【特定健診】

■期間 令和2年1月31日^金まで
■身体計測・血液検査・心電図等、生活習慣病予防に着目した健康診査
■40歳～74歳の田辺市国保被保険者※対象者には、受診券を交付します。

【健康チェック補助金】

■期間 令和2年3月31日^火まで
■国保人間ドック・脳検査・骨粗しょう症検査

※申込み及び受診の予約は必要です。

■16歳～74歳の田辺市国保被保険者
■自己負担あり

■保険証・印鑑、40歳以上の方は特定健康診査受診券と各種検診受診券をお持ちの上、左記又は各行政局住民福祉課（19ページ参照）で申請してください。

※後期高齢者医療制度の被保険者も田辺市国保と同等の人間ドック、脳検査を受けることができます。詳しくは、保険課医療係（☎0739-26-9926）にお問い合わせください。

■国保課庶務係（本庁舎2階）
☎0739（26）9924

高齢者の肺炎球菌感染症予防接種を実施します

■対象者が高齢者の肺炎球菌感染症予防接種を希望された場合、市から助成がありますので下記の自己負担金のみで接種（期限は令和2年3月31日^火まで）することができます。ただし、過去に肺炎球菌ワクチン（23価）を接種された方は対象となりません。

■左表に該当する市民

年齢	生年月日
65歳	昭和29年4月2日～昭和30年4月1日
70歳	昭和24年4月2日～昭和25年4月1日
75歳	昭和19年4月2日～昭和20年4月1日
80歳	昭和14年4月2日～昭和15年4月1日
85歳	昭和9年4月2日～昭和10年4月1日
90歳	昭和4年4月2日～昭和5年4月1日
95歳	大正13年4月2日～大正14年4月1日
100歳以上	大正9年4月1日以前

◇心臓、腎臓若しくは呼吸器の機能の障害又はヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害（身体障害者手帳1級）を有する60歳以上65歳未満の方で、接種を希望さ

後期高齢者医療制度の健康診査を受けましょう

対象の方には、5月下旬に受診券をお送りします。

【医科健康診査】

■後期高齢者医療の被保険者全員

■健診項目

◇基本項目 問診・計測（身長・体重・BMI・血圧）、診察、血液検査（脂質・肝機能・糖代謝）、尿検査

◇医師が必要と判断した方への追加項目 貧血検査・心電図検査・眼底検査・血清クレアチニン検査

※既に同様の検査を受けている場合は、受ける必要はありません。

※生活習慣病の治療等で定期的に医療機関を受診している方は、主治医に相談してください。

【歯科健康診査】

■平成31年3月末で75歳、80歳、85歳の方と90歳以上の方

■健診項目 問診、口腔診断、口腔機能検査

【共通事項】

■実施期間 6月1日^土～令和2年2月29日^土

■保険証・受診券・受診票（問診票）
■受診券に同封する一覧表に記載された医療機関

■田辺市国保と同等の人間ドック、脳検査を受けることができます。詳しくは、保険課医療係（☎0739-26-9926）にお問い合わせください。

ひとり親家庭等医療費助成制度が改正されました

配偶者のいない方等で、18歳以下（18歳到達日以後の最初の3月31日まで）の子供を扶養している方及びその子供に対し、医療費の助成を行っています。児童扶養手当法の一部改正に伴い、令和元年から、左記のとおり変更になりました。

■有効期限

◇改正前 8月1日～翌年7月31日

◇改正後 11月1日～翌年10月31日

■所得判定期間

◇改正前 当該年の8月1日～12月31日は前年の所得、1月1日～7月31日は前々年の所得

◇改正後 11月1日～12月31日は前年の所得、1月1日～10月31日は前々年の所得

■更新時期の変更

◇改正前 6月上旬

◇改正後 8月上旬

また、6月上旬に令和元年8月1日^金～10月31日^金の受給資格者証（又は停止通知）を送付します。

その他、詳しくは左記へお問い合わせください。

■国保課医療係

☎0739（26）9926

ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん）予防接種を実施します

■平成25年6月から積極的勧奨はしていませんが、平成25年4月から定期接種となっています。

■接種希望者には依頼書を発行します。

■積極的勧奨の再開は、ワクチンの安全性を確認でき次第、お知らせします。

■市内に住民票のある中学1年生～高校1年生相当の女子

■健康増進課母子保健係

☎0739（26）4901

おたふくかぜワクチンの接種を助成します

■1人1回の接種費用を助成（自己負担金2000円が必要）

※1回目を自費で接種し、2回目の接種を希望する方も助成対象です。

■1歳以上7歳未満の小学校就学前の市民（ただし、既におたふくかぜに罹患したことがある方は、接種対象となりません。）

■助成を希望される方は、左記又は各行政局住民福祉課（19ページ参照）へお問い合わせください。

■健康増進課母子保健係

☎0739（26）4901

れる方は、事前に左記へご連絡ください。

※今年度の対象者には、5月下旬に案内を送付する予定です。任意接種歴については市で把握できませんので、案内を受け取られた方であっても、過去に肺炎球菌ワクチン（23価）を接種された方は対象となりませんのでご注意ください。

■自己負担金 3000円。ただし、生活保護受給者の方は、福祉課で発行する証明書をお持ちいただければ無料となります。

■実施医療機関等は、ホームページにも掲載しています。

■健康増進課健康管理係

☎0739（26）4901

◇各行政局住民福祉課

19ページ参照

■http://www.city.tanabe.lg.jp/kenkou/infuru.html

■新元号「令和」・安藤家入城400年記念「紀州梅道中」藤巖神社梅干奉納を開催します

■5月13日^日

■開場◇紀州梅道中（時代行列）

14時50分～ 闘雞神社南西側馬場入口～藤巖神社

◇例祭（梅干奉納） 15時～ 藤巖神社

◇餅まき 闘雞神社境内

◇餅まき 闘雞神社境内

◇餅まき 闘雞神社境内

◇餅まき 闘雞神社境内

◇餅まき 闘雞神社境内

◇餅まき 闘雞神社境内

◇餅まき 闘雞神社境内

■新元号「令和」・安藤家入城400年を記念して、田辺に梅を広げた安藤直次公が祀られている藤巖神社の例祭に合わせ、時代行列を組んで梅干を奉納します。道中では梅干の振る舞い、奉納後に餅まきを行います。

■紀州梅の会事務局（梅振興室）
☎0739（26）9959

児童手当（特別給付）の手続がオンラインでできます

■マイナンバーカードを使って、マイナポータル内の「子育てワンストップサービス」を利用すれば、児童手当（特別給付）の手続の一部（現況届・認定請求・額の改定の請求及び届出、受給事由消滅の届出等）がオンラインで手続きができます。サービスの利用には、マイナンバーカードに加え、スマートフォンやICカードリーダー・ライター・インターネットに接続されたパソコン等が必要です。

■マイナンバーカードは、下記又は各行政局住民福祉課（19ページ参照）まで来ていただくか、オンラインでも無料で申請できます。

■発行まで一か月程度かかりますので、お早めに交付申請をしてください。

■マイナンバーカードについて
■市民課窓口係（本庁舎2階）
☎0739（26）9923

◇児童手当（特別給付）について
■市民課庶務年金係（本庁舎2階）
☎0739（26）9925

◇マイナポータル

■https://www.cao.go.jp/bangouseido/myna/index.html

◇マイナンバーカードの申請

■https://www.kojinbangocard.go.jp

軽減税率制度説明会を開催します

■6月18日までの毎週^火
■1日3回開催（10時～11時、13時30分～14時30分、15時～16時）
■場◇田辺税務署1階「会議室」（上屋敷2丁目10-46） 5月7日～21日・6月18日
◇田辺納税協会3階「会議室」（上屋敷2丁目10-49） 5月28日～6月11日

■事前登録が必要ですので、各開催日の原則1週間前までに、左記へご連絡ください。

■田辺税務署法人課税第1部門

☎0739（22）1250

軽減税率対策補助金が用意されています

●今年の10月1日(※)に予定されている消費税率引上げの際には、軽減税率制度が実施され、税率8%と10%、双方の商品を取り扱う事業者は様々な対応が必要になります。こうした事業者を支援するため、国から補助金が用意されています。レジ・システムの補助金については、補助の対象期限が、レジの導入・改修・支払い完了は9月30日(※)まで、受発注システムの交付申請は6月28日(※)までとなっていますので、お早めにご対応ください。

●特集・消費税の軽減税率制度(政府広報オンライン)

□ https://www.gov-online.go.jp/tokusy/keigen_zeitsu/index.html
◇軽減税率対策補助金(軽減税率対策補助金事務局)

□ <https://kzt-hojo.jp/>

●消費税軽減税率電話相談センター(軽減コールセンター)
☎0570(030)456

(※)(※)祝除く9時～17時

◇軽減税率対策補助金事務局コールセンター
☎0120(398)111

(※)(※)祝除く9時～17時

自家製梅酒を造る場合はご注意ください

酒税法の規定により使用できる酒類等に制限があります。

■使用できる物品 糖類・梅等

■使用できない物品 米・ぶどう(やまぶどうを含む)等

■使用できる酒類 アルコール分20度以上の酒類(使用前にアルコール度数をご確認ください。)

■その他

◇自家製梅酒等は、他人に提供・販売・譲渡することは禁止されています。

◇料飲店や旅館等で自家製梅酒等をお客様に提供する場合には、事前に書類の提出が必要となります。詳しくは、左記へお問い合わせいただくか、国税庁ホームページをご覧ください。

●田辺税務署
☎0739(22)1250
□ <http://www.rta.go.jp/index.html>

里親相談会を開催します

里親とは、様々な事情のため家庭で暮らせない子供たちを自分の家庭に迎え入れて、温かい愛情と理解を持って育ててくださる方の

経済センサス・基礎調査を実施します

総務省で実施するこの調査は、我が国の全ての産業分野における事業所の活動状態等の基本的構造を、全国及び地域別に明らかにするとともに、事業所・企業を対象とする各種統計調査の母集団情報を整備することを目的としています。

調査は、調査員が全国の事業所の活動状態を实地に確認し、新たに把握した事業所など、一部の事業所には調査票を配布することにより行います。

皆さんの調査へのご理解・ご回答をよろしく願います。

■調査期間 6月1日(※)～令和2年1月31日(※)

■調査対象 市内の事業所

■調査方法 調査員による外観調査(一部、調査票配布)

■調査員 調査員証・腕章着用、調査用タブレット端末携行

※政府の統計調査を装った「かたまり調査」にご注意ください。不審に思われた場合には、「調査員証」の掲示を求めるか、左記へお問い合わせください。

●企画広報課企画調整係
☎0739(26)9963

ことです。

里親には18歳までの子供を育てる『養育里親』のほか、週末や月1回程度の『週末里親』、夏休み等長期休みの『季節里親』があります。

次の日程で里親相談会を開催します。各日程の3日前までに申込みをお願いします。

●5月21日(※)、26日(※)

10時～12時

●市民総合センター2階「会議室4」

●里親支援センターほっと

☎0739(34)2735

(8時30分～17時30分)

☎0739(47)6645

水を大切に使いましょう

■暮らしに欠かせない水

6月1日～7日は水道週間で、暮らしに欠かせない水の大切さをこの機会に考えてみませんか。

これからの季節は水の使用量が増え、7月から8月が最も多くなります。水を大切に使うために、身近にできることから、あなたも始めてみましょう。

■漏水に注意しましょう

ご家庭の水道設備は、皆さんに管理責任がありますので、もし漏

工業統計調査のご回答をお願いします

総務省・経済産業省では、製造業を営む事業所を対象に、6月1日(※)を基準日として工業統計調査を実施します。

本調査は、我が国の工業の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な統計調査です。調査結果は、産業政策・中小企業政策など、国や地方公共団体の行政施策のための基礎資料として、また、学術研究・市場予測などの基礎資料として幅広く利用されています。

水が発生した場合、漏水分の料金は皆さんのご負担となります。家中の蛇口を全て閉め、水道メーターのパイロットマークが回っていれば、漏水信号となります。

漏水を発見した場合は、田辺市指定給水装置工事業者に修理を依頼してください。

■水道の修繕等について

市では、家庭内の水道の修繕を行っていません。こういった修繕や水道の新増設等の工事は、田辺市指定給水装置工事業者にご依頼ください。詳しくはホームページをご覧ください。

■消火栓の使用等による濁り水について

消火栓の使用や水道管破裂による漏水などがあると、水道管の中を流れている水の速さや方向が変わり、水道水が赤茶色に濁ることがありますので、飲み水等への使用には十分ご注意ください。通常はしばらく流し続けるときれいになります。きれいにしないときは、左記へご連絡ください。

●水道部

☎0739(24)0011

※時間外

☎0739(24)7920

□ <http://www.city.tanabe.lg.jp/suidou/index.html>

主な電話番号等

■田辺市役所 〒646-8545 新屋敷町1

☎0739-22-5300(代) ☎0739-22-5310

■市民総合センター 〒646-0028 高雄一丁目23-1

☎0739-26-4900(代) ☎0739-26-4914

■龍神行政局 〒645-0415 龍神村西376

☎0739-78-0111(代) ☎0739-78-0116

■中辺路行政局 〒646-1492 中辺路町栗栖川396-1

☎0739-64-0500(代) ☎0739-64-0966

■大塔行政局 〒646-1192 鮎川2567-1

☎0739-48-0301(代) ☎0739-49-0359

■本宮行政局 〒647-1792 本宮町本宮219

☎0735-42-0070(代) ☎0735-42-0239

■市水道事業所 〒646-0028 高雄三丁目18-1

☎0739-24-0011(代) ☎0739-24-7910

■市ごみ処理場 〒646-0053 元町2291-6

☎0739-24-6218(代) ☎0739-24-4068

電話案内サービス

■防災行政テレフォンガイド ☎0120-963-910

■救急安心センター ☎#7119

休日急患診療

●田辺広域休日急患診療所(市民総合センター玄関右側)

●内科、小児科系、歯科の応急診療

●時間(※) 9時～11時30分、13時～16時
(※小児科のみ、(※)18時～21時30分も診療を行っています。)

●☎0739-26-4909



モバイル用
ホームページ



防災行政メール等



全国版救急受診ガイド
「Q助」

市の人口
(平成31年3月末現在)

		前月比
男	34,741 人	(-205)
女	38,993 人	(-172)
計	73,734 人	(-377)
世帯	35,246 世帯	(-38)
出生	28 人 (男17 女11)	



▲工業統計キャラクター
コウちゃん、コウギーくん

なお、調査内容については、統計法に基づき秘密が厳守され、統計作成の目的以外に使用されることはありません。

調査の趣旨・必要性をご理解いただき、ご回答をよろしく願います。

●企画広報課企画調整係
☎0739(26)9963

親子健康カレンダー

- ◇4か月児健診 5/9 ㊦＝龍神、21 ㊧＝田辺、22 ㊨＝本宮、28 ㊧＝田辺
- ◇7か月児健診 5/9 ㊦＝龍神、14 ㊧＝田辺、22 ㊨＝本宮、31 ㊩＝田辺、6/11 ㊧＝田辺
- ◇11か月児相談 5/9 ㊦＝龍神、17 ㊩＝田辺、22 ㊨＝本宮、24 ㊩＝田辺、6/7 ㊩＝田辺
- ◇1歳6か月児健診 5/8 ㊨＝田辺、21 ㊧＝中辺路、23 ㊦＝田辺、6/5 ㊨＝田辺、12 ㊨＝大塔、13 ㊦＝龍神
- ◇2歳児相談 5/10 ㊩＝田辺、21 ㊧＝中辺路、27 ㊨＝田辺、6/6 ㊦＝田辺、12 ㊨＝大塔、13 ㊦＝龍神
- ◇3歳6か月児健診 5/15 ㊨＝田辺、21 ㊧＝中辺路、29 ㊨＝田辺、6/4 ㊧＝田辺、12 ㊨＝大塔、13 ㊦＝龍神
- ◇マタニティスクール 5/17 ㊩＝田辺、24 ㊩＝田辺、6/7 ㊩＝田辺
- ◇パパママ教室 5/19 ㊨＝田辺

場田辺…市民総合センター、龍神…龍神保健センター、中辺路…中辺路保健センター、大塔…大塔健康プラザ、本宮…本宮保健福祉総合センター
間時間など、詳しくは、対象者に送付している通知をご覧くださいか、健康増進課母子保健係（☎ 0739-26-4901）又は各行政局住民福祉課（☎ 19 ページ参照）までお問い合わせください。

5月の納税等

■給与特別徴収…4月徴収分
※納期限後の納付は、督促手数料及び延滞金を加算する場合があります。

施設の予約

【生涯学習センター】
■貸室 11室
（市民総合センター内の交流ホール・会議室・料理実習室など）
開令和元年8月分は6/3 ㊨から予約可
間生涯学習課 公民館係
☎ 0739-26-4925

編集後記 初めて広報田辺をつくらせていただきました！▼新生活で、まだまだ慣れませんが、よろしくお願ひします！！▼これからいろいろな取材が楽しみです（蒼音）

有料広告

広告主及び広告内容については、市が推奨等するものではありません。広告内容についてのお問合せは、直接広告主をお願いします。

有 料 広 告

2 枠連結（縦 46mm × 横 174mm）

有 料 広 告

2 枠連結（縦 46mm × 横 174mm）

	相談日（予約受付）	時間	相談場所等	問合せ
市民法律相談 （対象は市民の方で先着8名。相談日の11時までに要予約。※5/27は先着4名）	5/13 ㊨（5/ 8 ～）・山本弁護士 5/20 ㊨（5/14 ～）・倉谷弁護士 5/27 ㊨（5/21 ～）・中松弁護士※ 6/ 3 ㊨（5/28 ～）・中松弁護士 6/10 ㊨（6/ 4 ～）・木戸弁護士	14時～16時のうち、1人15分間（※5/27は14時30分～15時30分）	社会福祉センター3階「相談室」（本庁舎東隣3階） ※5/27は本宮行政局	自治振興課 市民生活係 （本庁舎3階） ☎ 0739-26-9911
市民相談	平日	8時30分～17時15分	右記	
行政相談	5/22 ㊨・佐田俊知	13時30分～15時	大塔行政局	
	5/28 ㊨・岡本美彦	13時～15時	社会福祉センター3階「相談室」	
	5/28 ㊨・折戸富子	13時～15時	本宮行政局	
	6/ 7 ㊩・森本篤	13時30分～15時30分	龍神行政局	
消費生活相談	㊨㊩㊦㊩・消費生活相談員	13時～16時	自治振興課 市民生活係（本庁舎3階） ◇相談専用 ☎ 0739-34-2460 消費者ホットライン ☎ 188	
人権・登記・相続相談 （人権相談は平日に対応。登記相談は事前に要問合せ。法務局でも相談可）	① 5/14 ㊨・人権擁護委員、法務局職員 ② 5/31 ㊩・人権擁護委員（人権相談のみ） ③ 6/ 7 ㊩・人権擁護委員、法務局職員	13時30分～15時30分 ※受付は15時まで	①中辺路行政局 ②市民総合センター4階「会議室」 ③龍神行政局	法務局 田辺支局 （文里一丁目11-9） ☎ 0739-22-0698
女性電話相談	平日・女性相談員	9時～12時	◇相談専用 ☎ 0739-26-4919	
生活相談 （生活困窮者自立支援）	平日・相談支援員	8時30分～17時	生活相談センター（市民総合センター1階） ☎ 0739-33-7641	
愛あい子育て相談	平日	8時30分～17時15分	地域子育て支援センター愛あい（もとまち保育所内）☎ 0739-22-9285 ※「愛あいルーム」での面接相談可	
家庭児童相談	平日	8時30分～17時	家庭児童相談室（市民総合センター1階） ☎ 0739-26-4926	
介護相談	平日	8時30分～17時15分	やすらぎ対策課 地域包括支援センター係（市民総合センター1階） ☎ 0739-26-9906 ※認知症については、第1㊨10時～12時に「よりみちサロンいおり」でも相談可（5月は第2㊨になります）	
ひきこもり相談 （窓口に来られる場合は要予約）	平日	8時30分～17時15分	健康増進課 健康管理係 ☎ 0739-26-4901 ◇相談専用 ☎ 0739-26-4933 ✉ shc@city.tanabe.lg.jp	
妊娠期から出産、子育て相談 （原則、就学前まで）	平日 ※㊨は助産師による相談可	8時30分～17時15分	母子健康包括支援センター「たなっこ」（市民総合センター2階） ◇相談専用 ☎ 0739-33-7115 ✉ kenkou@city.tanabe.lg.jp	
いじめホットライン	平日	9時～16時	◇相談専用 ☎ 0739-26-3224 ◇いじめ相談ダイレクトメール ✉ ijime110@city.tanabe.lg.jp	
不登校・いじめ・教育相談	平日	9時～16時	教育研究所（本庁舎北隣2階） ☎ 0739-25-1511	
外国人相談（English） （事前に要問合せ）	①㊨～㊦ ②㊩	①9時～17時 ②9時～12時	国際交流センター ☎ 0739-33-9019	

キャシーのたなべ冒険

押忍！



国際交流員のキャシディー・ドリスコルです。「キャシー」と呼んでください♪
このコーナーでは、私が市内を冒険して体験した様々な出来事を皆さんにお伝えします！

第9回 命を味わう

4月3日、私はシラス漁の見学をしました。漁師の方が重そうな漁網を海から引き上げる様子は、無駄な動きが一つもなく、その活発な雰囲気に私は感動しました。その後、優しい漁師さんは私を船に乗せて、獲れたてのシラスを食べさせてくれました。シラスの旬の季節には、毎朝6時半ぐらいに漁に出て、魚を売ってから、船の上で生シラスやシラス入りのお味噌汁とご飯を朝食として食べて休憩するそうです。仕事が朝早く、大変そうに思えますが、穏やかな海の上で、自分の手で獲ったものを食べるのは、幸せなことであると思いました。

私は普段、海の大切さや偉大さについて深く考えることはありませんが、船の上で漁師さんと一緒に食事をして、感じたことがあります。それは、今も昔も、人は多くを海から生まれたものに頼って生きているということです。普段の生活でも、海や山など自然から生まれたものに感謝し、味わうようにすれば、人はより幸せになれるのではないのでしょうか。



たなべスマイル



地元の方に
喜んでいただきたい



道下^{よしろう}嘉郎さん ^{ゆみ}優海さん
コロクくん

龍神村福井
カフェ経営

私たち夫婦はチワワの『コロク』と一緒に、今年の2月から龍神村で朝食や軽食が主なカフェを経営しています。移住してきたのは昨年の1月で、それまでは東京で仕事をしていました。

カフェの経営は、私たちにとって初めての試みだったのでゆっくりスタートしようと思い、閑散期となる冬場にあえて開店することとしました。すると、地元の方々はお店が大丈夫かと心配して口コミで広めてくださり、開店初日の朝6時には、開ける前から並んでくれたお客さんも！店内がすし詰め状態になることもあるほど、憩いの場として多くの方が来てくださります。上手くスタートできたのは、地元の方々が温かく迎え入れ、力を貸してくださったからこそです。

今後、ジビエ料理の開発や休耕地の有効利用など取り組みたいことは様々あります。「この場所ができてよかった」と地元の方に喜んでいただくことはもちろん、少しでも恩返しとなるような活動をしていきたいですね。



青春キラリ！高校生レポーター



龍神の美容室

写真・文 南部高等学校龍神分校 西 希実

今回私は龍神村にある美容室で働く、田ノ岡ヒロアキさん取材しました。40年間大阪で美容師として働いていた田ノ岡さんは、実家が龍神にあり中学時代の同級生が白浜でサロンを営んでいた影響で、龍神で美容室を始めたそうです。長年培った美容師としての技術はとても高く、今では予約がいっぱいだそうです。

大阪と龍神の違いを聞くと、龍神は「今日開いていますか？」と美容室側のことを考えて予約を取るそうです。田ノ岡さんは、このような一人ひとりが周りを大事にする優しさが龍神の良さだと言います。どこか余裕のある村民の優雅な人間性が都会にはない「癒やし」であり、龍神で働く原動力となっているそうです。

龍神の良さに触れ、やりがいを感じながら仕事をしている田ノ岡さんを見て自分もこんな風に仕事をしたいと思いました。



備えて安心！防災コラム



第60回 防災アプリ

いつ起こるか分からない災害に備えて、日頃から防災グッズや非常食などを常備しておくことが大切です。そしてそれに加え、あると非常に助かるものとして、スマートフォンという便利な道具を生かして防災アプリを取得してはいかがでしょうか？

スマートフォンは、電話機能の他に災害時に便利な様々な機能が備わっており、非常に便利な道具です。その中でも防災アプリは、今や様々な防災アプリが開発されており、アプリを取得することで、地震などの気象情報を知らせてくれたり、近くの避難場所へ誘導してくれたり、

応急手当の方法を教えてくれたりします。

アプリを選ぶポイントとしては、自分が欲しい情報が入っているか、気象庁や政府が発表した情報を使用しているものなど、その情報が本当に信用できるものなのか、いざというときに使いやすいものであるか、といったところが重要になってきます。

いざというときに自分の命を自分でしっかり守れるように、防災アプリも備えの一つに。



図書館へ行こう



司書のおすすめ！ 新着図書



素敵にアレンジ マスキングテープをもっと楽しむ本 編/フィグイंक 発行/メイツ出版

マスキングテープを使って、ラッピングや、パーティー会場、旅の思い出をまとめるコラージュブックのアイデアを紹介する。



里山はしぜんのおくり物 監修/今森 光彦 発行/株金の星社

里山の自然は、そこに住む人々が長い時間をかけて手に入れ作ってきたものです。自然と人が交わる場「里山」の四季を美しい写真で紹介しします。

ひとことコラム

母の日は、世界的に違いがあるようです。母への感謝を表す日とされ日本では、第2日曜日ですが、スペインでは第1日曜日、スウェーデンでは最後の日曜日等、国によって異なります。カーネーションを贈るのは、南北戦争当時、活躍した女性を偲び、娘さんが、白いカーネーションを贈ったのが始まりです。花言葉に関する本もあるので、是非図書館にご来館ください。(雄)

休館日

本館＝毎週④、5/2 ⑤(臨時休館)、7 ④(祝日振替)、23 ⑤(整理日)

龍神分室＝第1・3 ④⑤、5/1 ⑤⑥～5/6 ⑤⑥

中辺路分室＝毎週④、5/1 ⑤⑥～5/6 ⑤⑥

大塔分室＝第1・2・3 ④、毎週④、5/1 ⑤⑥～5/6 ⑤⑥

本宮分室＝毎週④⑤、5/1 ⑤⑥～5/6 ⑤⑥

※移動図書館の運行日時は、下記へお問い合わせいただくか、ホームページをご覧ください。

図 市立図書館 ☎ 0739-22-0697 □ <http://www.city.tanabe.lg.jp/tosho/index.html>

お子さんと一緒に
おはなしのコーナー

★おはなし会

絵本の読み聞かせや紙芝居など(対象：4歳くらいから)

本館＝5/5・12・19・26 全④(11時～)

中辺路分室＝5/18 ④(11時～)

大塔分室＝5/25 ④(10時30分～)

★おはなしタイム

おはなしや絵本の読み聞かせなど(対象：4歳くらいから)

本館＝5/4・11・18・25 全④(11時～)

★ひよこタイム

絵本の読み聞かせやわらべうたあそびなど(対象：0～2歳くらい)

本館＝5/15 ④(11時～)

★こぐまタイム

絵本の読み聞かせやわらべうたあそびなど(対象：2～3歳くらい)

本館＝5/15 ④(11時30分～)

開館時間

本館＝④～⑤ 9時30分～19時30分
⑥・⑦ 9時30分～18時

分室＝9時～17時

※龍神分室は、④～⑥ 20時まで時間延長あり。

我が家の愛ドル ～5月生まれ～



中村 美咲紀ちゃん(1歳)

みーちゃん！才のお誕生日おめでとう☆ 保育所も入園してたのしみいっぱいだね。
元気いっぱい育ててね☆



根岸 翔琉ちゃん(6歳)

ニコニコ笑顔の可愛い翔琉くん♡
6歳の誕生日おめでとうー☆
これからもお兄ちゃんと仲良くね☆



中野 侑愛ちゃん(2歳)

お誕生日おめでとう！
これからも色々遊びに行こうね～

ぱぱ・ままより



下浦 旭晟ちゃん(6歳)

☆6歳バンザイ☆
とにかくハチャメチャわんぱくボーイ♡
諦めず、努力してやりぬくところがステキ♡ひせい fabulous ♪

広報発行月に誕生日を迎えるお子さん(就学前まで)の写真を募集しています。氏名、住所、生年月日、電話番号、簡単なコメント(50字まで)を添えてください。6月生まれのお子さんの締切りは、5月10日④です。掲載できる枠に限りがありますので、先着順とさせていただきます。ご了承ください。
■宛先 〒646-8545 新屋敷町1 企画広報課 広聴広報係 ✉ kikaku@city.tanabe.lg.jp



すくすく子育てクラブ

第69回 スマホ育児について



保健師
東谷 裕梨

便利な道具として急速に普及しているスマートフォン(以下スマホ)ですが、保護者が子供の前に使用することにより、子供も興味を示すようになります。スマホとの付き合い方を考えてみましょう。

○スマホが子供に与える影響とは

◇視力の発達に影響する

生まれたばかりの赤ちゃんの視力は0.01くらいと言われます。視力の一番発達する乳幼児期にスマホの画面を見る時間が長いと、両目の発達が均等になりません。

◇ブルーライトにより体内時計が乱れ、睡眠に

影響する

夜にブルーライトを浴びると脳がまだ昼間であると勘違いし、睡眠を促すメラトニンが分泌されなくなり、体内時計乱れの原因になります。

◇運動能力に影響する

スマホに夢中になることにより、全身を動かして身近なものへの興味や関心を持ち、実際に体験することで得る五感のバランスの発達の機会が減ってしまいます。

子供の健やかな成長のために、子供と一緒に過ごす時間を大切にしましょう。



令和へとつなげる平成最後の 熊野本宮大社例大祭

4月13日㊥～4月15日㊦、熊野本宮大社例大祭が行われました。

13日は、県の無形民俗文化財に指定されている、神のよりしろである稚児を父親らが肩車をして歩くなど、健やかな成長を願う「湯登神事」が行われました。

15日は、例大祭の中心をなす祭典である本殿祭があり、外国人観光客の方も多く見られ、にぎわいました。



3月21日㊦㊧、中辺路町で『第44回熊野古道近野山間マラソン大会』が開催され、熊野古道沿いのアップダウンのあるコースをランナーが駆け抜けました。



3月19日㊨、障害者団体の方々と交え、新庁舎ユニバーサルデザイン意見交換会を実施しました。トイレなどの施設利用の際に困っていることについてご意見を伺いました。



3月24日㊩、元島で自然観察教室「海辺の生き物」磯の観察が行われ、参加した子供から大人まで網やスコップを片手に魚や貝、カニ、ウミウシなど多くの生き物を見付けました。

笑顔が彩るまちのたより みんなの彩時記

花見してイベント楽しむ 動鳴気峡桜まつり♪

3月31日㊩、動鳴気峡桜まつりが開催されました。地元団体によるたこ焼きや唐揚げなどの出店、金魚すくいのほか、ダンスやアコーディオン演奏などのステージイベントが行われました。子供じゃんけん大会ではステージ前に子供たちがたくさん集まり、「勝ったー」「負けたー」と楽しそうにじゃんけんをしていました。

また、3月23日㊥～4月7日㊩は夜桜ライトアップがあり、昼間に見る桜とは違う美しさが楽しめました。



3月24日㊩、「田辺街なか散策ウォーク」が開催され、約50名の参加者が扇ヶ浜カッパークから闘鶏神社まで、田辺のお勧めスポットに立ち寄りながら楽しみました。



4月8日㊩、上芳養小学校で新入生への梅の贈呈式が行われました。新入生に入学祝いとして、JA紀南青年部から白干し梅と味付け梅の合計5粒の梅が贈呈されました。